

平成26年度第2回東京都税制調査会
議事録

日 時 平成26年11月10日(月)

場 所 都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

平成26年度第2回東京都税制調査会

平成26年11月10日（月）9：57～11：24
都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

【税制調査課長】 本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

開催に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

お手元の一番左側ですが、上から順に、本日の「次第」「座席表」でございます。

その右側ですが、上から資料1「平成26年度東京都税制調査会答申（案）の概要」。

資料2「答申（案）」。

資料3「企業の公的負担のあり方に関する調査報告（案）の概要」。

資料4「企業の公的負担のあり方に関する調査報告（案）」でございます。

最後に、一番右側ですが、上から諮問文、本年度の検討事項、小委員会の開催経過、当調査会と小委員会の委員名簿、当調査会の設置要綱と運営要領でございます。

そろっておりますでしょうか。

よろしければ、会議を始めさせていただきます。

進行につきましては、〇〇会長にお願いいたします。

【会長】 おはようございます。本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから「平成26年度第2回東京都税制調査会」を開催いたしたいと存じます。

今年度は御案内のとおり、3年間にわたる議論の集大成として答申を取りまとめる年度でございます。

本年5月に第1回総会を開催し、今年度は検討事項等のとおり、「地方法人課税の課題をはじめとする直面する税制上の諸課題に関すること」「真の地方自治の確立に向けた税財政制度等に関すること」について議論を行うこととさせていただきました。

その後、小委員会におきまして検討を重ね、その内容をお手元の答申（案）として取りまとめさせていただきました。

本日は、お手元の答申（案）について御審議いただきます。皆様の御意見を踏まえて案文の修正等を行った上で、次回の調査会で御承認いただければと考えています。

それでは、審議に入ります前に、事務局を代表して〇〇主税局長に一言御挨拶をお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【主税局長】 主税局長の〇〇でございます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろより本調査会の運営に対しまして格別の御協力をいただき、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

第2回東京都税制調査会の開催に当たりまして、事務局を代表いたしまして一言御挨拶申し上げます。

現在の税制をめぐる状況でございますけれども、今年度税制改正におきまして、法人事業税の暫定措置の復元が3分の1にとどまった一方、法人住民税を一部国税化し、交付税原資とする偏在是正措置が導入されました。これらは、地方分権の流れに逆行するものでございます。さらに、成長志向の法人税改革を行うとして、法人実効税率につきましては、来年度から引下げを開始することとされております。

来月には消費税率10%への引上げに関する判断を控える中、地方法人課税に関して極めて重要な局面を迎え

ております。

こうした動きに対しまして、東京都は本年の9月に、東京都の考え方を「地方法人課税を巡る動向と東京都の主張」として取りまとめをいたし、法人事業税の暫定措置は確実に撤廃し、地方税として復元すべきであること。法人住民税の地方交付税原資化は自主財源である地方税を縮小することにほかならず、地方分権に逆行していること。法人実効税率引下げは確実な代替財源を確保し、地方交付税の不交付団体を含むすべての地方に影響を与えないことなどを主張しておりますが、状況は依然として非常に厳しいものとなっております。

本日、議題に供されております平成26年度東京都税制調査会答申（案）は、こうした状況を見据えながら、〇〇会長をはじめ、小委員会の委員の皆様にも、多くの時間を割いて御議論いただき、取りまとめをいただいたものでございます。心から御礼申し上げます。

御出席をいただきありがとうございます委員の皆様におかれましては、今期の答申の取りまとめに向けましてよろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。

次に、当調査会の委員に異動がございましたので、事務局から紹介をさせていただきます。

【税制調査担当部長】 それでは、第1回調査会以降に当調査会の委員に就任をされました委員を御紹介申し上げます。

東京都議会議員の〇〇特別委員でございます。

【特別委員】 よろしくお願ひします。

【税制調査担当部長】 委員の紹介は以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入りたいと思います。

まず、小委員長である〇〇副会長から、答申（案）について説明をお願いいたします。

【副会長】 おはようございます。本日御審議いただきます答申（案）、本日の資料2ということでお配りしております。これについては、これもお手元の右側にお配りしています「平成26年度東京都税制調査会小委員会の開催経過」という資料がございますとおり、今年度、6回の小委員会を開催いたしました。ここで議論を積み重ねてきたものでございます。

それから、「企業の公的負担のあり方に関する調査報告（案）」という資料4がございます。これにつきましては、〇〇委員を分科会長とする分科会を設けまして、そこで諸外国の状況を調査した結果を取りまとめて、それを小委員会での検討に活用してきたものでございます。

それでは、この答申（案）、調査報告（案）の詳細については、事務局に説明をお願いします。

【税制調査担当部長】 それでは、まず答申（案）について御説明申し上げます。お手元の資料1「平成26年度東京都税制調査会答申（案）の概要」という資料を御覧いただきたいと存じます。

まず、税制改革の視点でございます。

第1の視点「地方分権の推進」では、地方がみずからの責任で自主的・自立的に行財政運営ができるよう、自主財源としての地方税の充実が必要であり、国から地方への権限の移譲とあわせて、地方自治体の権限に見合った財源を確保できる税財政制度を構築することが不可欠であるとしております。

次に「2 財政の持続可能性の確保」でございます。公共サービスに必要な財源を安定的に確保するためには、国民の理解を得た上で、給付と負担の適正化を図ることが不可欠とし、さらに税負担の公平や課税の適正が重要であり、国民の公平感を高める努力が必要であるとしております。

続きまして「3 時代に対応した『公平』の実現」でございます。「少子・高齢化、人口減少社会への対応」では、景気への影響や低所得者層への配慮に留意しながら、広く国民が負担を分かち合い、働く現役世代に過度

の負担がかからない制度の構築が必要である。

「格差拡大、貧困問題への対応」では、貧困や格差解消のためには、歳出面の充実とあわせて、所得再分配機能を適切に見直し、公平感を高めることが必要である。

そして「活力ある経済社会を目指して」では、企業活動を支える行政サービスに必要な財源を確保し、真に必要な公共サービスや公共投資に財源を効果的・集中的に投入していくべきであるとしております。

次に「4 環境を重視した税制」でございます。環境負荷に応じて負担を求めるなど、環境重視の考え方を税制に組み込んでいくことが必要としております。

続きまして「5 重要な政策課題への対応」といたしまして、少子・高齢化対策など重要な政策課題への対応において、他の施策、手法との適切な役割分担を行いつつ、税制も求められる役割を果たしていくべきであるとしております。

次に「II 税制改革の方向性」でございます。

まず税制改革の「基本的な考え方」といたしまして、税源が全国に普遍的に存在し、税収規模の大きい基幹税を国税と地方税で分かち合うことが適当である。また、生産、分配、支出という3つの局面でバランスよく課税することが望ましい。さらに、世界でも類を見ない速さで少子・高齢化が進展していることから、中長期的な見識で問題を先取りしていくことが必要であるとしております。

続いて、各税目につきまして、意義並びに改革の方向性を示してございます。

まず「地方消費税、消費税」についてでございます。地方消費税は、世代間の負担の公平を確保でき、地域間の偏在が小さく、税収が安定的で、地方税にふさわしい税であるとし、消費税率（国・地方）を引き上げる際には、低所得者層に何らかの配慮が必要であること。地方消費税は、地域の実情に応じた幅広い行政サービスを賄う観点から、引き続き一般財源とすることが適当であること。清算基準は、税収を最終消費地に帰属させるための指標であり、都道府県間の財政調整のために用いるべきではないことを主張しております。

次に「法人事業税、法人住民税及び法人税」につきまして、地方法人課税は、企業活動を支える公共サービスに必要な財源を賄うため、当該サービスを受ける法人に課税するものであり、企業の負担に配慮しつつも、行政サービスを受ける法人に応分の負担を求めることが必要であるとし、我が国の企業の所得課税と社会保険料の事業主負担を合わせた公的負担は、諸外国と比べて必ずしも高いとは言えないこと。法人実効税率は、租税負担の一部損金算入以外の要素を考慮せずに、表面税率を合計した一つの指標にすぎないこと。法人実効税率の引下げに当たって、課税ベースの拡大等による財源確保を図るべきこと。我が国の実効税率が高い理由は、諸外国に例の少ない地方法人所得課税によるものとする議論があるが、地方自治体が担う公共サービスの範囲の広さを考慮すべきことを主張しております。

また、法人事業税、法人住民税は、地方自治体にとって不可欠な基幹税であり、他の税とバランスよく組み合わせながら、引き続きその役割を果たしていくことが適当であるとした上で、国の政策が、地方法人課税へ及ぼす影響が懸念されており、国による政策の影響については、国の責任で対応すべきこと。法人事業税については、引き続き中小法人の負担に配慮しつつ、付加価値割など外形標準課税の拡大により税収の安定化を図り、応益税としての性格を明確にしていくことが適当であること。超過課税は、地域の実情に応じた行政運営を行う上で必要不可欠な財源を得る手段であり、地方自治体の判断が尊重されるべきことを主張しております。

次に「個人住民税、所得税」につきまして、個人住民税は、都道府県及び区市町村の基幹税の一つであり、地域社会の費用を住民が広く負担する税として今後とも重要な役割を担っていくべきとし、社会経済の活力を損なわないよう配慮しながら、個人所得課税の所得再分配機能を適切に発揮させていくことが考慮されるべきとしております。

次に「車体課税」でございます。車体課税は、税源が全国的に広く分布し、偏在が小さく安定的であり、都道

府県及び区市町村にとって貴重な財源である。そして、我が国における自動車税に係る税負担は、諸外国と比較して燃料課税の負担が小さいことから、総額としては低い水準にあることを考慮すべきとし、車体課税は、より積極的に環境関連税制として位置づけていくことが必要であるとしております。

その上で、自動車税においては、現行の自動車税（排気量割）に加えて、燃費を課税標準とする環境性能割を自動車税の取得時の課税として実施することが適当であると主張しております。

続いて「Ⅲ 地方財政調整制度」でございます。

まず「1 地方財政調整の意義」について、地方財政調整は、国民に一定水準の公共サービスを提供するため、国の責任において財政力の弱い自治体に必要な財源を配分するものであり、地域社会の安定を図る上で必要不可欠とし、「2 地方交付税制度のあり方」につきまして、地方交付税制度は、地方税を補完するものとして、財源保障機能及び財源調整機能をより適切に発揮させていくことが必要であるとした上で、3で「地方財政調整制度をめぐる論点」について主張を展開しております。

まず「財政需要と税収」について、税収格差の議論においては、地方自治体を実施する行政サービスの大きさを考慮に入れることが必要であるとし、「地方法人特別税、同譲与税」につきまして、法人事業税の暫定措置は、課税標準とは無関係の指標である人口を用いて法人事業税を再配分するもので、受益に対する負担という地方税の原則に反するとし、地方間の税収格差は暫定措置導入前より縮小しており、さらなる「他の偏在是正措置」を検討する根拠は明確でないとした上で、地方法人特別税及び同譲与税を撤廃・復元し、真の地方分権の実現に向け、地方の役割に見合う地方税財源の拡充という原点に立ち返るべきであるとしております。

続いて「地方法人税」につきまして、偏在の是正という観点のみに基づいて地方の税源を国税化することには合理性・正当性がないとした上で、法人住民税の国税化という不合理な偏在是正措置は速やかに撤廃し、地方税に復元すべきであると主張しております。

また「地方譲与税の譲与制限等」につきましても、地方交付税の不交付団体という理由で、地方譲与税の譲与制限を行うことは、二重の財政調整であり、廃止すべきであるとしております。

さらに「今後の議論に向けて」といたしまして、地方税・地方交付税等を合わせた総体としての地方税財政制度のあり方については、その充実を図っていくべきこと。住民の理解と納得という視点こそが重要であること。地方税制度はあくまで、応益性、安定性、普遍性、伸張性といった地方税の原則にのっとって考えるべきことを主張しております。

最後に「Ⅳ その他の検討事項」といたしまして、まず「1 公平な徴収を担保する仕組み」につきまして「公平で確実な所得の捕捉、課税、徴収」では、税制及び税務行政が国民から信頼され理解を得るためには、負担の公平や課税の適正が確保されていることが重要とした上で、税制に対する国民の公平感を高めるため、滞納整理の推進や所得捕捉の適正化など一層の取組が必要としております。

また「番号制度」につきましては、制度全般に関して国民の理解が深まるような十分な説明と実効ある個人情報保護対策が不可欠であり、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）は、地方自治体の業務と密接にかかわっている。国は、地方自治体と十分に協議し、その意見が仕組み等に反映されるようにすべきとしております。

また「租税教育」につきまして、子供から社会人に至るまで、段階に応じた継続的な租税教育が重要とし、租税教育に、課税側の論理だけでなく、納税者側の視点も取り入れるべきとしております。

続いて「2 これからの固定資産税制」といたしまして、固定資産税は、税源が普遍的に存在し、景気変動の影響を受けにくく税収が安定的であることなど、地方税としてふさわしい税であるとした上で、まちづくりに密接な関連を有する固定資産税のあり方については、地域の実情に合った制度を構築するという観点から、今後検討していくことが必要であること。少子・高齢社会における固定資産税制を考えるに当たっては、税制の問題と住宅政策や低所得者対策をはじめとした社会保障の問題とを総合的に検討していくことが必要であること。

そして、固定資産税制度が、簡素で納税者にわかりやすい仕組みとなるよう、そのあり方について検討を行うことが必要であるとしております。また、償却資産に係る固定資産税は、その税収が固定資産税収全体の約2割を占める貴重な財源であり、区市町村の行政サービスを支える上で不可欠なものであるとしております。

答申（案）の御説明は以上でございます。

続きまして、お手元の資料3「企業の公的負担のあり方に関する調査報告（案）の概要」を御覧いただきたいと存じます。

こちらは、〇〇副会長からお話のありました分科会におきまして、スウェーデンほか4カ国の企業の公的負担の状況等について調査研究を行った報告書で、小委員会での検討に御活用いただいたものでございます。

都税調としての主張の部分は答申の中で述べておりまして、この調査報告は、あくまでその裏づけとなる附属資料ではございますが、企業の公的負担と企業に対する行政サービス、特に企業誘致策等に焦点を当てて調査したタイムリーな内容となつてございまして、今期の答申とあわせて都税調の調査報告として公表させていただきたいと考えております。

それでは、概要について説明させていただきます。

まず「Ⅰ 調査の趣旨」でございます。

諸外国に比べて高い法人実効税率が、国内産業の空洞化や外国企業による日本への投資を阻害する要因となっているといった主張は新聞等でもよく目にするところでございます。これに対し、我が国の企業の公的負担が諸外国に比べて重いのか、また企業の受益と負担の関係につき、これまで十分な考察が行われてこなかったのではないかという点に着目をして、この調査を行ったものでございます。

「Ⅱ 各国における企業の公的負担」では、各国の租税・社会保険料合計額における企業負担分の割合、企業負担の対GDP比を独自に推計してございます。また、各国の法人税改革を概観しまして、米国を除き、各国では、近年、法人実効税率の引下げが行われているが、課税ベースの拡大など、税収確保に向けた対応が図られていることを明らかにするとともに、現地の政府機関や経済団体等へのインタビューに基づきまして、各国における法人税改革や公的負担の状況に関する企業側の意見を紹介してございます。

「Ⅲ 各国における企業をサポートする行政サービス・支援策」では、スウェーデンでは優遇税制はかなり限定的で、規制緩和などの非金銭的なサポートが中心であること。米国では研究開発等の優遇税制を活用しており、州間で企業誘致競争を激しく展開していること。ドイツでは優遇税制は少なく、研究開発プロジェクト等への補助金に重点が置かれていること。オランダでは外資誘致に税制を活用するとともに、企業の個別要望に応じた継続的なサポートがかなりきめ細かく行われていることを記述してございます。

「Ⅳ 各国の諸制度に関する考察」では、各国の特徴な制度を、租税の公平性の確保、ワークライフバランスの推進、社会保障関係費の抑制、雇用対策、経済活動や産業の活性化等の政策目的別に考察しております。

最後に「Ⅴ 総括」では、企業の公的負担を対GDP比で見た推計では、我が国の企業負担は諸外国に比べて必ずしも高いとは言えない。企業誘致施策として、優遇税制や補助金を活用している国もあるが、企業立地や創業を支援する非金銭的なサービスに重点を置く国もある。法人実効税率の引下げだけで企業誘致を図ることは困難。インフラ整備や就業者教育などの企業支援、進出企業への情報提供や相談体制の強化など、総合的な支援策が考えられてよいと調査結果を総括してございます。

説明は以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、これから審議に入りたいと思いますが、その前に小委員長のお立場で〇〇副会長から何か補足することがあればお願いいたします。

【副会長】 それでは、1点だけ補足させていただきます。

先ほど会長からお話がありましたとおり、今期、3年間の審議の総括として答申をまとめてきたわけですが、一昨年、昨年とそれぞれ中間報告を出しております。この中間報告につきましては、いずれも、この総会で決定していただいたものでございます。今年度、小委員会で審議してまいりました答申（案）につきましても、その二度の中間報告を踏まえて、さらに先ほど主税局長からお話がありましたとおり、いろいろな課題が今年度も投げかけられているわけでございます。そういうことも踏まえて、さらに議論を積み重ねる。その結果としてつくられた答申（案）である、ということで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

事務局の説明にありましたとおり、答申（案）は4部構成となっております。

第1部は「税制改革の視点」、2部は「税制改革の方向性」、3部は「地方財政調整制度」、4部は「その他の検討事項」となっておりますが、相互に関連する内容がございますので、一括して御審議していただきたいと思っております。

どこからでも構いませんので、御質問、御意見のある方は御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

では、〇〇特別委員、どうぞ。

【特別委員】 今期、3年間のいわば総括的な答申になりますので、この3年間というのは、私たち都議会議員にとっては国との税制論争、特に地方法人課税をめぐる激しい論争がますます先鋭化しているという中で、答申になるということが1つと、もう一つは、急速な少子・高齢化の進行の中で、答申（案）にもありますように、国と地方、どちらも財政が危機的状況ということで、これは国全体としての対処が必要という点でも大変重要な段階での答申になると思っております。

その中で、今回、答申（案）に税制改革の視点として3つの方向、1つは地方分権の推進、それから財政の持続可能性の確保、それから税制の公平を時代に合わせてという3つを出されたことについては、私もこれはかなり私たち自身の目指しているものをこの中で議論しやすい視点を与えていただいたという点で大変賛同できるものだと考えております。

そこで、ごくごく基本的な点なのですが、それぞれの視点について1点ずつ、3つのことをお聞きしておきたいのですが、1つは、今回答申（案）には国と地方全体での税収不足、これが実際に支出の半分になってしまっているという問題が指摘されていますけれども、これはそのとおりなのですが、その中でも地方自治体全体としての行政サービスが全体の6割を占めているにもかかわらず、自主的な税収というか、自主的な財源が4割にとどまっているということから、この差を埋めていく必要があるというのは、東京都のほうからも国に対して一貫して強く指摘している点です。これも地方全体として不足している財源問題を地方の自主財源としてどう確保していくのか、賄っていくのかという何らかの目標や戦略が必要になってくると思うのですが、これについての検討がされたかどうかというのが第1点です。

それから、2つ目に、持続可能性という財政の問題で、私はこの間の少子化や財政危機の原因について、やはり何らかの解決の方向を検討しておく必要があるだろうと思っております。少子化の克服という点については、答申（案）の中にいろいろ各場所に指摘がありますけれども、やはり財政危機の原因については90年代、景気対策を理由にして膨大な公共事業の借金、これが最大の要因であると思っておりますが、これが最近大震災からの復興などを口実にしてまた復活していると私たちは見ており、このことに対する何らかの警告なり指摘が必要ではないかという点をどう考えるかが2点目。

それから、法人税収、税収改革の方向性についてなのですけれども、時代に合った公平性ということについて

は、現状が大変公平性に欠く税制になっているのではないか。特に法人課税問題、高額所得者についての課税がいまだに減額、減税状態が毎年更新されている。本来課税に戻すべきところがまた先送りされているという現状、これについては、経済界の中でも専門家の批判も強いところで、この点の指摘が必要ではないかと思うのですが、3点目にこの点についてお聞きしたい。

以上、3点まとめてお聞きしたいのですが、どうでしょうか。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、小委員長のほうから。

【副会長】 ありがとうございます。1点目の地方公共団体全体としての自主財源の拡大。つまり、サービスを行うための支出に合わせた税収の拡大ということでございます。これについて、基本的にはニーズ、つまり地方公共団体のサービスへのニーズに合わせた財源の確保ということが必要ですので、新たに出てくる財政需要に対しては、地方財源をしっかりと確保していかなければいけない。その方向で地方の税収を拡大していかなければいけないと考えているところでございます。

それから、確かに地方全体としてそれをやっていくときにどういう税制がいいのかということになっていきます。そのときに、これはもちろん法人課税の問題とも絡んでくるのですが、国で議論されている中で、例えば今回問題になっております地方法人税、あるいは復元がまだ3分の1しかできていない地方法人特別税の問題もございましたように、それを地方の中の水平的な調整で何とかするのはないかという議論がそれと同時にできてしまっています。それは筋が違うだろうということで、そこを考えつつ地方税全体としては財政事情に応じた拡充を図っていくべきだという考え方でございます。これが第1点です。

2番目の持続可能な社会については、確かに少子・高齢化なり、あるいは災害対策という課題が非常に大きく投げかけられている、これは今期だけではございません。前期からずっと議論されているところでございます。それを踏まえた形でいろいろな税制、ここでは主な税目として地方消費税、法人課税、個人住民税、この3つをいわゆる基幹税と捉えておりますので、それぞれについて、それをしっかりと確保していくことが持続可能な社会を保つための財政上の措置になると考えております。

もう1つの、時代に合った公平性ということについてですが、先ほど所得税の課税ベースの話がございました。これについても答申(案)の中に触れておりますが、特に所得税につきましては、財源調達機能とともに、いわゆる所得再分配機能が重視されるわけです。もちろん、税率の問題もございますが、やはりここでは課税ベースを拡大していく、つまり総合課税という原則のもとで課税ベースを拡大していくべきだということについては触れております。

【会長】 今のお答えで十分だろうと思えますけれども、第1点目はかなり重要な問題でございまして、これは東京都だけではなくて国全体の問題でございます。そうしたときに、まずもって地方の税源を確保する、地方税の拡充という観点が不可欠だろうと。その次に、やはり財政調整のことを東京都としても目配りする必要があって、どのような財政調整制度の姿が望ましいかということで、地方税とともに一緒に考えていかなければいけないというスタンスで今回取りまとめさせていただいているということでございます。

あとの少子化、また時代に合った公平性等については、また皆様の御意見も賜りながら、必要な修文等がありましたら具体的に御指摘していただけたらと存じます。

以上、3点についてでございますが、関連した御質問、御意見あるいはほかの点でも結構でございますが、いかがでしょうか。

では、〇〇特別委員、よろしくお願いたします。

【特別委員】 今回の答申で私は非常に今までと違った視点で踏み込んでいただいているなと思ったのは、少子・高齢社会における固定資産税制という部分、ここは非常に従来の視点とは違った視点で踏み込んでいただい

たなと思いました。

その中で、この59ページに書かれている内容はそのとおりだと私も同感でございまして、かなりこれから高齢化社会を迎えるに当たっては、この問題、59ページに書かれている内容というのは大きな問題だと思っています。そういう中で結論は非常におっしゃるとおりでありまして総合的に検討していくというのは当たり前の話だと思うのですが、1点、固定資産に関する税制という部分で、相続税の問題。これは高齢社会において相続税の問題というのかなり大きな負担になる話だと私は思っているのです。これは人によっては亡くなった後の人間が、残されて引き継いだ人間が払う問題だと一言で片づける人もいるのですが、これがゆえにある程度お金も残しておかなければいけないという、資産が幾らあっても税金が払えなければ結局は物納という形になってしまうわけですね。

この問題について、前から私は本当に相続税というのは、そもそも税は政策税制ではないとおっしゃることはよくわかるのですが、相続税自体は日露戦争の時代に戦費調達でつくられた税制だと思っております。戦後、GHQも日本の財閥や富裕層を解体するためにはこの相続税は非常に有効だということできずと残してざる今日まで来たのだらうと思っております、そもそもこの固定資産に2つの大きな税制を課税するのはいかなものかというのは私のもともとの考え方でありまして、今回、この高齢社会の固定資産税制ということを議論する中で、相続税の問題は議論されたのかどうかというのがまず1点。

今日は、各国の企業の公的負担と行政サービスということ調査された〇〇委員はお見えになっていないのですが、わかる範囲で結構なのですが、この比較検討されたスウェーデン、アメリカ、ドイツ、オランダ等々、固定資産に関して相続税と固定資産税、こういった形で二重三重に税を課している諸外国というのはあるのかどうか、その辺のことについて教えていただければありがたいと思いました。

【会長】 それでは、お願いします。

【副会長】 相続税につきましては、御存じのとおり国税でございますので、直接には主たる検討課題ということになっていないわけでございます。ただし、前期からこの総会でもいろいろ御議論がありました。今、59ページの話がございましたが、最後の60ページにもございます。相続税につきましては、前期から、今、〇〇特別委員が言われたとおり、相続税というものの自体の存在について問い直すという御意見と、地方税としても相続税をかけたらいいのではないかという御意見と、いろいろございました。それについて、前期の答申、あるいは今期につきましても60ページの下から3つ目のポツがございます。ここで土地問題として、土地の価格には地方の受益の影響が大きいので、地域社会への還元という観点からの課税もあるのではないかということに触れさせていただいております。そういうところはございましたが、今期の議論で特別大きな論点になったということではございません。むしろ前期から引き継いだ形の記述になっていると思います。

今、分科会の報告につきまして、これについて調査していただいたときに、その調査はやりましたか、事務局、わかりますか。

【税制調査担当部長】 企業負担という観点で調査をした関係上、固定資産税、相続税について詳しい各国の状況について調査したということではございません。企業が負担するといった場合に、固定資産税については負担をしておりますので、負担の状況という率と金額等は状況として把握をしておりますけれども、相続税については全く議論の範囲に入ってきませんので、そういったような調査の状況でございました。

【特別委員】 もし、今日でなくても結構ですので、わかれば状況を後日で結構ですので教えていただきたいということ、確かに相続税は国税なのですが、実効税率の問題を議論しているということは、まさに国税の問題で、確かに地方税に影響してくると思うのですが、何が言いたいかということ、確かに税を取る側からすると固定資産税は非常に重要な税源であるということとはよくわかっているのです。ただ、この固定資産というものに対して相続税と固定資産税という2つの税制度があること自体いかなものなのかということではできれば一度議

論していただいております。お教えいただければと思っております。

【会長】 ありがとうございます。

この点について、小委員会の委員の先生方、何か御意見ございますか。

では、〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 相続税の問題は、たしか以前の都税調ではまちづくりとの関係で相続税がかかるということによって資産を部分的に売却するというような形で、良好な住環境が損なわれるとか、さまざまな問題があって、国税でよいのかという論点は1つ議論したと思います。今回、企業の負担ということが焦点だったので議論していませんけれども、固定資産税の問題では、特に高齢でお住まいの方が持っている場合に、所得は余りないけれども、固定資産がかかっている場合にどういうふう処理するのかという議論のときに、生きている間はちょっと待っていただいて、亡くなったときにそれまでの固定資産税を払うというような議論を少し小委員会レベルではしたわけですが、それはあくまで固定資産税をいつ払うのかという問題であって、相続税をどうするかという議論にはならないのですが、逆にいいますと、それまで残っているさまざまな滞納といいますが、猶予した固定資産税を亡くなったときに払えば、実質的には相続される財産は減るということになる。そういう意味では、高齢者の方がお住まいの住宅に関して、いわば税制によって地上げをするようなことを避けつつ、負担の公平を図るような手もあるのではないかなという議論は非常に粗い形では行いましたけれども、相続税全体については議論していません。

ただ、もう一つ、相続税というのは所得再分配の効果を大きく持っていて、委員おっしゃるように非常に富裕層がいた時代には意味があり、中産階級、分厚い中産層があった戦後高度成長期において意味があったかどうかは疑問なのですが、今日の格差社会においてむしろ重要になっている可能性もある。新たな時代における公平性をどう考えるのか。ただし、その場合、固定資産とその他の金融資産で違ってよいのか。あるいは全体としてどう捉えるべきなのかという点は、やはり今日のような格差社会と高齢社会が同時に進む中における公平性という問題と合わせて議論しなければならないという意味で非常に大きなテーマではないかなと思っておりますので、そういう意味では全く検討が進んでいないけれども、大変大きな宿題をいただいたという気がいたします。

【会長】 ありがとうございます。

今の点、やはり私どもで今後御指摘の点は十分検討していかなければいけない重要な課題だと受けとめさせていただきます。ありがとうございます。

そのほか、御意見、御質問等いただけたらと存じます。

では、〇〇特別委員、よろしくをお願いいたします。

【特別委員】 今回の検討の諮問事項の一番最初が地方分権の時代にふさわしい地方税制というテーマだったですね。それで、答申の概要、答申の中身の中にも地方分権の推進というのが一番最初にありまして、これはこれでそのとおりだなと思うのです。

もう一つ、考えて、これからの課題なのかもしれませんが、課税自主権の問題にもう一步踏み込んでいただいた検討が必要なのかなと思っています。それは何かというと、地方税法の中の中身が既に時代とそぐわなくなっているものがあつたりとか、私たち、日ごろの政策を調査している活動の中で、やはりそういうものがところどころに見えてきます。例えば何かといいますが、先般国会でも議論になりましたが、ゴルフ場利用税の問題なども、まさに地方税法の中で取らなければならない税金ということでこの項目が設定されておりますが、これは地方によっていろいろと事情が違いますので、取ってもいいですよとしていただければ、それぞれの地域でそれぞれの実情に合った課税自主権の発揮の仕方というのはあるのだろうと思っています。ですから、こういうところはやはり東京都税制調査会からしっかりと課税自主権の問題というテーマで取り上げていただいたらよろしいのではないかなと思います。

それと、もう一つ、今回の答申の中で重要な政策課題への対応というのがございますが、これは例示として少子・高齢化対策などとなっておりますけれども、都政の政策を推進する上ではいろいろな政策課題というのがある、その政策課題を税制と関連をさせながら進めていくということも大事な視点だろうと思っています。ですから、重要な政策課題への対応の中に、やはり都政全体の中で進めるべき政策を税制で応援していくということ、をトータルでぜひ考えていただけないか。私たち、今、取り扱っている課題の中で、例えば電線類地中化、無電柱化の問題などがありますが、これは大きな道路はそれほど難しくなくできるのですが、小さな道路などは民有地をお借りしなければできないような事例も出てくると思っています。ですから、そういうときに固定資産税をどう配慮してあげられるのかとか、そういうことというのは東京全体の政策の中で税制としてできるものというのがあると思いますので、そういう視点もぜひ絡めて考えていただければありがたいなと思います。

それから、概要の3ページの中に個人住民税、所得税の部分がありますが、2つ目の段落のところには個人所得課税の所得再配分機能を適切に発揮していくのだということが書いてありますが、これはありていに言えば累進課税のあり方というものをもう少し厳しくというのとあれですけども、適切に発揮していくと読み取れるわけですが、今、一番苦労されているのは恐らくお子さんを持たれている中堅所得層の方々ではないかなと思います。この方々、やはり所得税、住民税の負担、それから、例えば保育園に子供さんを通わせる場合には保育料の問題、あるいは幼稚園も同じだと思います。全てそういった施設、あるいは政策を利用する、制度を利用する、というときに、今、ほとんどの制度は累進課税方式になっておりまして、負担も自動的に所得が上がれば増えてくるということになりますから、税制だけの問題ではないと、住民生活全体をとればそういうふうに私は考えます。ですから、所得再配分機能を適切に発揮していくというのは、それはそれで理屈はあるのだろうと思いますが、現実にはやはり非常に厳しい中堅所得層の方々がいるということもぜひ御理解いただきたいなと思います。

もう一つ、今回企業の公的負担のあり方に関する調査報告というのは大変充実した検討をさせていただいたなと思って敬意を表したいと思います。特に各国における企業負担と行政サービスについてという表は大変役に立つのだろうと思いますが、もう一方で、私たち今、東京を世界で一番の都市にするということを目標に掲げて都政の政策をつくっておりますが、常にロンドン、パリ、ニューヨークという都市間の競争が引き合いに出されるわけでありまして、ですから、今回入っておりませんが、例えばイギリスはどうか、あるいはフランスはどうかという東京の競争相手としての都市のある国の税制もぜひ次の機会には検討していただければ大変ありがたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

【会長】 では、お願いいたします。

【副会長】 ありがとうございます。課税自主権につきまして、もちろん全てについて議論することはなかなかできていないのですが、今お話がございましたのは、例えば法定任意税と申しますか、そういう形で現実にあるものとしては、都市計画税のような課税が行われているわけです。都市計画税につきましては、答申(案)の中でも固定資産税と合わせて議論しておりまして、御存じのとおり、制限税率は0.3%ですが、これについて制限を緩和するという形の改革が必要ではないか、そういう議論を小委員会の中でやりましたし、ここでも書かせていただいています。確かにいろいろ課税自主権というのはございますので、どういう税についてどういう課税の方法がふさわしいかという議論は今後積み重ねていかなければいけないものだと思います。

それから、政策課題への対応を税制で行うことについても、これも前期、いわゆる木密対策でありますとか、これは災害予防あるいは減災といった課題ということでここでも審議させていただいております。確かに固定資産税につきまして、そういった政策課題への対応ということで税制上の措置が行われていることは十分承知しております。そういうところに税制がどう参加できるのかについて、一種の補助的な措置ですが、今お話がございました電柱の地中化も当然課題としてあるわけですので、どういうことが可能なかということについての議論は当然なされていくべきものだと思います。

所得税、個人住民税の所得再分配機能ということですが、御存じのとおり、個人住民税はいわゆる比例税率になっておりますので、直接の所得再分配機能は、もちろん国税のほうが圧倒的に強いわけでございます。ただし、所得控除でありますとか、税額控除でありますとか、手当といった形で、それぞれの個人、例えば子育てを行っている御家庭に対する支援がどういう形で行われるべきか、ということについて、手当という形が最近よく行われているわけです。しかし、それを税制がどう捉えるべきか、ということは検討課題の1つになっております。恐らくこれは政府税調なども議論が進んでいると伺っております。

企業の公的負担につきましては、今、お話しいただきましたとおり、今回取り上げた国は、スウェーデンとアメリカとオランダとドイツでした。それぞれ公的負担のあり方で特徴のあるところを取り上げたというわけでございますが、今、特別委員おっしゃられたとおり、東京都に匹敵するような大都市を持つ国を調査対象にするということも1つの視点でございます。そういうことがもし、これも予算がございますので、可能であればそういう形でできればよかったかなと思っておりますが、今回はそこまではいかなかったということで御容赦いただきたいと思っております。

【会長】 課税自主権につきましては、小委員会でもずっと議論がされていまして、委員の中には、もう既にかなりの課税自主権を持っているとも言えなくはないのではないかと。もし、それぞれ制限税率がないということ的前提を考えれば、課税しようと思えば幾らでも課税できるような制度にはなっているのではないかとというような御意見もございまして、それで制限税率の撤廃というようなことを強く御指摘くださった委員もいらっしゃいました。

ただ、ゴルフ場利用税等については、法定税かあるいは法定任意税というところはおっしゃられるとおりで、どういうものを法定任意税形式でそれぞれの自治体がそれぞれの御判断で課税したり、あるいは課税しなかったりできるのかというようなことが重要になってくるだろうと。それにつきましても、法定任意税だとしてもなるべく課税自主権の拡大ということであれば、制限税率については撤廃ということも重要なのではないかと御意見が小委員会では出てきたと私は記憶しております。

その一方で、やはり強い自治体はあるいは議会がしっかりしているところは、その住民の御理解をいただく強さがございすけれども、そうでない地方団体等については、もし制限税率を撤廃してしまうとなかなかみずから、これぐらいの税率でということを決めることができるのか、というような横並び志向というのでございしょうか、そういうようなことも起こるのではないかとということも小委員会の中では自由な意見交換でされまして、制限税率の撤廃については、少しこの答申の中にもそういう方向で緩和ということで盛り込ませていただいたということで御理解いただけたらと思っております。

あとは、個人住民税についてもいろんな御意見が出てきた中で十分に盛り込まれていないのは、時間が十分なかったということもあるのですが、やはり課税ベースのことで金融所得課税などについて国に対してどういうようなことを言うのかということも議論としてはあるのかもしれませんが、けれども、これも十分な議論を詰め切れていないというのは、今回の答申ではどちらかというと地方法人課税のあり方というようなことに若干軸足が置かれていたということもあろうかと思っております。そういう点では、これもいただいた課題ということで、来年度以降、また検討をしていく重要な課題ではないかと考えてございます。

どうぞ。

【特別委員】 今の〇〇会長のお話の中で、課税自主権の制限税率の撤廃のお話、これは象徴的なことだと思います。地方分権になればなるほど、そういう問題がきつと起こってくるのだろうと思っておりますし、議会が強いとか弱いとかという問題は、それぞれそれは住民の代表でありますから、まさにそこが地方分権なのだろうと思っております。

ですから、税制を考えると、議会が強いか弱いかということまで別に考えていただかなくてもそれはよ

ろしいのではないかなとは思いますが。ですから、理論として、法定税なのか、あるいは法定任意税なのか、あるいは制限税率をどうするのか、そのことは理論的にお考えいただくことが大事かなと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

【会長】 では、ほかにいかがでしょうか。

まだ御発言がない方を優先させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〇〇委員、何か御意見があれば頂戴したいと思います。

【委員】 私どもとすると、一番今回の税制調査会の中で力を入れていただいております法人住民税の国教化ということについて、これは区市町村に大きな影響を与えるものですから、この辺がきちっと入っていて、さらには今後ともそれについては力強く都の税調として国に対して意見を言っていたらいいと思います。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、お名指しするようで恐縮なのですが、〇〇特別委員、御意見がございましたらよろしく願いいたします。

【特別委員】 よろしく願いをいたします。実は税制調査会、いろんな先生が我が党からも出ておりましてお話は聞かせていただいております。とんちんかんな発言をしたら御容赦いただきたいと思いますが。

まずはじめに、今回出される答申については、大変すばらしいものだと思っております。そういう意味では、改めて各先生方、委員の方に敬意と感謝を申し上げます。ただ、御案内と思いますし、先ほどからお話がございますように、暫定措置の問題について大きな課題になっております。過去1兆円近く東京都の税収が譲与税化されたという経緯がございます。そういう中で消費税が10%になった時に、この暫定措置は撤廃をされる。しかし、それにかわる新たなスキームをつくる、そういう話が出てくることは非常に残念ですし、また実効税率を下げるという、そちらもいろいろ御説明がございましたけれども、このことも大きな課題ではないかと思っております。

御案内と思いますが、6年後には私ども東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されております。ただ単に施設をつくるということではなくて、老朽化した50年以上たった建物も、まさに安全・安心のためには作り直していかなければならない、そういう考え方を持っているわけでございまして、その意味では47都道府県の中の東京都の役割というものはすごく大きいものがあると認識をしておりますし、この報告書にもその辺の色合いが出ているのかなと思っております。

そういう意味では、私ども次回はぜひ国際的な、先ほど〇〇特別委員からも話がありました。何番が東京はいいのかは別として、これからさらに国際的な都市東京をつくっていくという認識では、その辺のことも大局観を持って行って、いろいろと議論していく必要があるのではないかと。

それから、もう一つは、御案内と思いますが、地方創生という新たな言葉が出てきていまして、いろんな議論がされております。ふるさと納税についても、またいろんな意見も出ておりますし、東京都市部に集中する企業が地方へ移転したときに税収を落とすというのでしょうか、減額をするというのでしょうか、そんな話も出ていまして、本当に税に対する公平、平等は何なのだろうと思わず考えさせられることは私一人ではないと思っております。そういう意味では、ぜひ多角的にこの税制調査会、私どもまだ今日入ったばかりでございますけれども、御指導いただければありがたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

【会長】 今、お二方の委員の御発言について、小委員長のほうからどうぞ。

【副会長】 ありがとうございます。お二人とも、この答申(案)につきまして、大変高い評価をいただいていると思います。ありがとうございます。

それから、〇〇特別委員の御発言ですが、いわゆる法人事業税の暫定措置、それから今回の地方法人税につき

ましては、ここ数年、非常に大きな問題になっております。これについて小委員会としては、先ほどお話がございましたとおり、基本的に地方法人課税というものの性格という、いわゆる理論的なところから詰めております。東京都あるいは都議会もいろいろな形で国に対して意見を出しているのと伺っておりますが、基本的にそれと我々が検討してここに書いた結論は、同調しているといえますか、基本的に同じ立場で書かれていると私は考えております。そういう点で、東京都の立場はここで書かれている地方税の原則の立場に沿っていると考えております。

「地方創生」につきましては、これは最近出てきた問題でございまして、ここには入っていないのですが、今御話がございましたとおり、東京からそれ以外の地域に人あるいは企業を動かすようなところに地方税がどう関わるのかというのは、実は私もよくわからないところでございます。国の法人税の問題としては、あるいは補助金の問題としてはいろいろなことがあるのかもしれませんが、少なくとも今の時点では考える余裕がなかったというところではあります。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、〇〇特別委員、お待たせしました。よろしくお願いいたします。

【特別委員】 私も別に新たな質問を出すというつもりはありませんので。ただ、今後、答申をまとめていく段階で、うちの政党として言うておかなければならないことが幾つかあるものですから、済みません、お時間をおかりします。

1つは、先ほどお聞きした点で、〇〇会長からも御指摘があったとおり、地方のニーズに合わせて、できれば完全に自主的な財源として地方税収なり財源を確保していければというのが理想です。しかし、そう現実には甘くないという中で、地方税の拡充の課題が1つと、やはり全国的な水平調整がどうやられていくか、財源調整がどうやられていくのかということの御指摘があって、そのとおりだと思います。

ただ、私が大変危惧しているのは、今後東京の財源で拡大していくことが間違いないのは地方消費税です。これは2年間かけて、税率ももし10%に上がれば、かなり拡大していくことになります。割合も増えていく。しかし、地方自治体が抱えているニーズという点でいえば、先日も財務局のほうで報告を出しましたけれども、間違いなく社会保障財源というのが拡大していく。現場を担っている東京の膨大なそういう社会保障の関係の需要というのは、往々にしてその受益者の担税能力が必ずしも高くない、そこに大きな矛盾があって、しかもその格差が開くことによって、矛盾は東京都が負わなければならないという事態が今後さらにひどくなっていくのではないかとというのが心配されるわけで、そうすると、これが地方消費税の財源で賄い切れるかということ、そうはならないのではないかと。むしろ消費税を上げれば消費全体の構造は落ち込みますので、そういう点でも安定財源といえますか、持続可能な財源としては非常に心配な面があると私は捉えております。

したがって、我が党としても10%増税は中止し、食料品や生活必需品については非課税にすべきである、基本的な立場はありますが、同時に今後東京の財源を考えていく上では、地方消費税依存型になることに対しては、やはり基本的に私たちは反対をせざるを得ないと思います。

では、何が新たな財源として考えるべきかという点で、先ほど3つの税制が挙げられましたが、私たちはこの間に税率がフラットになりました住民税については、課税ベースの問題は確かにありますが、やはり税率についての累進課税という元に戻すというのはどうかという御議論はあると思いますが、検討すべきではないか。所得再配分の機能を地方税である個人住民税についても含めて拡大をしていくべきではないかという考え方を持っておりますので、この点は申し上げておきたいと思っております。

いずれにしても、国との関係での地方の税収を国が吸い上げて、国の裁量でばらまくというようなやり方については、これは東京都とも、それから都議会の各会派の皆さんとも力を合わせて跳ね返していくという点では、今日の税調の答申(案)も大変有効な議論の材料を提供していただいておりますので、また法人実効税率の引下げが必ずしも税制の全体の改正、改革の方向と一致しているのには疑問があるという点も問題提起としていただい

たなと私たち受けとめておりますので、その点については、ぜひ今後もいろいろ勉強させていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

【会長】 では、お願いします。

【副会長】 ありがとうございます。

先ほども申し上げたとおり、いわゆる地方税の3つの柱というのが、この答申（案）にも書きましたとおり、法人課税、地方消費税、それから個人住民税です。もちろん、車体課税についても書いておりますが、基本的にはその3つが都道府県レベルの基幹税と考えているわけです。地方消費税だけが社会保障財源とは考えておりません。むしろ基本的にはいわゆる普通税であるべきだという考え方を以前からとっておりますので、その中のバランスで考えていくべきものだと考えております。

それから、個人住民税の税率構造につきましては、実は答申（案）の32ページにも書いてあるのですが、前期あるいは今期の小委員会の中で、税率を比例税率のまま考えるのか、あるいは累進税率をとってもいいではないかという点について、いろいろ意見がございました。特に先ほど課税自主権の話がございましたが、課税自主権を考えると、今の制度は比例税率のまま税率を上げることはできるのです。ただし、団体つまり知事と議会の決定によって、うちは超過課税の分だけは累進税率にしますということもありうるのではないかということについて、今の制度ではできないのですが、そうすべきではないかという意見の方もいらっしゃいます。それについては、32ページのような書き方でまとめたということでございます。そのように御理解いただければと思います。

【会長】 ほかにいかがでしょうか。小委員会のメンバーでなく御発言いただいている委員各位に一言ずつ御意見、御感想等をいただけたらと思います。

まず、〇〇委員、〇〇副会長からお話をいただいて、御意見賜れればと思いますが、よろしく願いいたします。

【委員】 それでは、発言させていただきます。

今回、答申をおまとめいただきまして、ありがとうございます。この中で時代に対応した公平の実現という、この3つの項目はこれからの税制を考える上で非常に大切ななと思っています。今、いろんなところで税の話が、地方税、とりわけ東京都の税収の関連で話が出てきたことは、偏在是正というのが前面に出てきて、それに基づいて地方法人特別税や地方法人税というものが議論されておるのですけれども、とりわけ地方法人税が出てきたときに、偏在是正という点では地方消費税が入ることによって是正に進む方向なのでありますが、議論としては先ほど〇〇特別委員からちょっと御発言がございましたが、税収と地方交付税の配分を合わせた、結果としては東京都が一番得をするという議論になっておまして、今回地方財政調整制度も同時に検討いただいておりますので、ここは両方合わせた議論となっておりますけれども、そこで東京都だけ集中するとなっておりますが、実は税と交付税の議論で言えば、両方合わせれば偏在度という点では相当解消されているという、偏在の議論だけでは理屈がついていないのではないかと思う場面があるわけです。

したがって、どうも思うに、やはり交付税原資をどうするかという議論が裏にどうしてもあって、この話が全然表面化されてこないというところがいささか奇異な感じがしています。したがって、今回の調査会のように税について語る場合にはやはり税の論理を徹底的に追求しないと、税を御負担している都民の方にとっては納得感がないと思っております。

したがって、今回の答申（案）の中にありますように、税源を、税金を確保するという、あるいは課税自主権を守るということ、その一環として超過課税のあり方なども一つの議論になろうかと思いますが、こういうことはやはり税制を考える立場としては一貫して物を申して、国に対してもいろんな調査会に対しても言ってい

くことが必要なと思っていますし、〇〇会長にはそのようなお役目をさせていただいていると聞いておりますので、大変心強く思っています。

それと、今言った1,000兆円の赤字の問題というのは、土俵が違うのだったら土俵が違うとはっきり言ってもらえればいろいろ考える余地があるのではないかと考えている次第でございます。

それともう一点でございますが、日本や東京の社会経済の状況が根本的に転換をしていく、それにふさわしい税制を考えるということを次のテーマとして国も含めてやるならば、それは当然議論すべきであるし、それが今地方の人口減に対して東京が何をできるか、国として何をするかということをも税としてそこだけを短絡的に考えずに、経済構造、社会構造の変化に伴って税はどうあるべきかという議論であれば大問題でありますし、その証左というか、証拠の前提に、あるいは都税調で議論するというのも次のテーマになるのかなという感じがしている次第でございます。今回の調査会の答申につきましては、大変心強く思っている次第でございます。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

小委員長、何かございますか。よろしいですか。

では、〇〇副会長、よろしくお願いたします。

【副会長】 各小委員会の先生方、大変御苦労さまでございました。我々、実はこの東京都税調というのを47都道府県で初めてつくらせていただいたわけなのですが、その創立に当たって当時の石原知事といろんな議論をして、こういう調査会をつくって地方税制について物を申したいこと。1つは、東京都の立場で申し上げるのと、ほかの全国の地方自治体の全体の立場として申し上げる、2つの要素があったわけでございますが、そういう中で第1回目のことであったわけでございますが、この財源問題というのがあって、いわば6対4の逆転現象が起こっていく。これはやはり是正していかなければいけない。都税調の答申としては、当時大蔵省等に5対5、4対6の逆転現象を解消して正常に戻していただくのは要求したいけれども、しかし、その移行措置として5対5にしたらいいのではないか。消費税の問題があったわけでございますが、国と地方税と2つにまたがっている税、こういう税、新税をつくるに当たっては、当時、5%のときであったわけでございますが、まず国が4%というのを決めて、地方がその2割5分で1%ということで1%が決まっていた経緯があって、これにも文句をつけたわけでございます。

やはりそういう意味では、今度も5から10にする、経過措置で3%となっているわけでございますが、そういう税源の配分について、やはりきちんとその都度言っていくのが我々の都税調の役割ではないかなと1つは思っています。

我々、政治の世界でございますから、時の党税調、そして政府税調、こういう皆さんにいろいろなことを言っていくわけでございますが、我々、仲間としての党税調、そういう中で国と地方という理解がありますけれども、やはり同じ政党であっても、文句を言うところは言う。しかし、我々もどちらかという先生方からすれば素人集団でありますから、そういう意味では、ここのこういうところできちっとした御指導をいただいて、それをもとにしていろんなことを言いたいなど、こういうふう到我々としてはいつも思っているわけでございますから、そういう意味でいろんな問題について政治的に東京都の事情がある場合と、国全体として地方として言っていくべき問題と、こういう整理をしながら提言をしていくというのがやはり知事に対する1つの大きな我々の仕事ではないかなと思っております。

そういうことで、いろんな問題が出ているわけでございますが、やはりそういう意味では先ほど来申し上げているように、もう少しはっきりした要求を国に言えるような、また、それに基づいて、それがわかるような答申をいただいたほうが我々としては政治的にはいいなと思っております。

以上でございます。

【会長】 厳しいお言葉を頂戴しております。基本的なスタンスをどこに置くのかということについて、今、〇〇副会長から御指摘いただいたとおり、より明確な主張をすべきではないかというような御意見も小委員会でもいろいろ出たわけでございます。けれども、なかなか難しいのは、どういう窓からその実態を眺めるかによって違って見えてくるときに、どのような主張をしていくのかということによって優先順位をつけるとすると、これは常に言っておることでございますけれども、やはり東京都の税制調査会としては、知事のお考えあるいは議会のお考え、東京都の納税者である都民のお考えをまず優先して、その考え方に沿うような形で、よりよい制度に少しでも近づける、そういう努力をしていくということで基本的スタンスはとっているつもりです。

やはり論理としておかしい、筋が通らない場合については、しっかりとそれをどういう形で整理していくのかということで、私どもの小委員会では〇〇小委員長中心に、あるいは委員各位の御努力でここまで取りまとめさせていただいてきている。基本的には、今回の答申では、これは私の個人的な考えでございますけれども、まずもって地方法人課税の意義づけを行った。税源交換論があって、地方が法人課税することはいかかかというような、租税法学者や、あるいは経済学者も国の税制調査会はじめ、学会等でもいらっしゃいます。そもそも法人が負担するのかなというようなことも小委員会で議論も出てきました。そういう点で、この答申で一番の骨格のベースになっているのは、地方法人課税は地方にとって重要な課税ベースであるということを確認しましょうと。

その上で、偏在性の問題が既に法律で是正するという方向になったとすると、どういうところまでその法人課税のあり方を議論できるのか。といったときに、これも国の地財審のもとにある委員会でも発言する機会をいただいていたってまいりましたのは、やはりどの窓から見るとかということの違いで、先ほど〇〇委員のほうからも御指摘いただいたように、1つの税目の偏在性を問題にするのか、地方税収全体の偏在性を問題にするのか、あるいは財政調整が済んだ後の一般財源としての1人当たりの偏在性を問題にするのかということで見えてくる姿が違うだろうということも、そういう意味でいうと偏在性の是正だけが望ましい税のあり方を議論する価値判断基準ではないだろうということも、この答申の中に盛り込ませていただいた。

基本的に申し上げたいことは、やはり東京都だけでなく地方公共団体にとって法人課税はすごく重要だということをしつかりと盛り込めたのではないかと考えています。

はっきりしない点は幾つかあるのでございますけれども、御指摘いただいた点の相続税の話とか、あるいは課税自主権の話をもう少しどういう議論ができるのかとか、そういう点は今期のこの調査会でできなかった課題ということに。また、明確な主張が表に出ないというようなことであるとすると、どのような主張がメッセージとしてこの答申をまとめるときにできるのかということも、今から余り修正はできないと思いますけれども、考えさせていただきたいと思っています。本当に両委員から貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

ほかに御議論がなければ、本日の審議はこれまででさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。ありがとうございました。

本日、皆様からいただいた御意見を踏まえ、私と事務局で早急に答申の最終案を作成し、次回の調査会に提出させていただきます。

また、本日配付いたしました「調査報告(案)」でございますが、答申の附属資料としてあわせて公表することにいたしますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

【会長】 それでは、事務局から次回の日程の説明をお願いいたします。

【税制調査課長】 第3回の調査会は11月17日、月曜日、午前11時から都庁第二本庁舎31階特別会議室27で開催させていただきますので、御出席方、よろしくをお願いいたします。

【会長】 どうもありがとうございました。

以上をもちまして「第2回東京都税制調査会」を終了させていただきます。

本日はお忙しい中御参集いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —